

かいくぎょじょうけいかく へんこうそあん 海区漁場計画 (変更素案) の がいよう 概要 (やさしい版)



1 けいかく どんな計画なの？

うみ ぎょぎょう はじ かいよう たの ひと かいじょう
海は、漁業を始め、ダイビングなど海洋レジャーを楽しむ人や海上
かもつ うんぱん たずさ ひと さまざま ひと りよう
貨物の運搬に携わる人など、様々な人が利用しています。

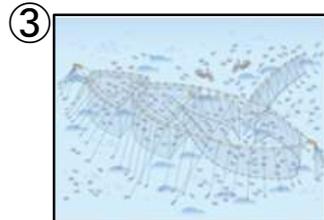
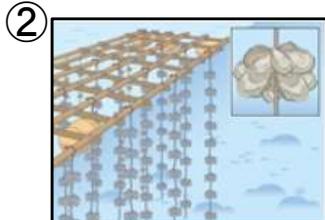
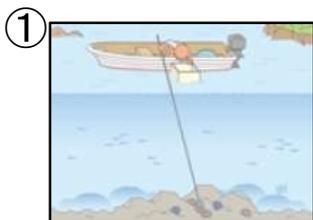
いわてけん えんがんいき ふる と さいかいそうぎょぎょう
岩手県の沿岸域は、古くからアワビ、ウニなどを獲る採介藻漁業や
さしあみ ていあみ さかな と ぎょせんぎょぎょう おこな おお ぎょぎょうしゃ
刺し網、定置網などで魚を獲る漁船漁業を行う多くの漁業者がいるほ
か、ゆうぎょせん せん さまざま せんぱく ゆ か
か、遊漁船やプレジャーボート、コンテナ船など、様々な船舶が行き交う
ばしょ
場所となっています。

この様に、多くの関係者が利用する本県の沿岸域には、漁業者が
ゆうせん ぎょぎょう おこなう ぎょぎょうけん けんり せってい
優先して漁業を行うことができる「漁業権」という権利が設定されていま
すが、この漁業権の内容、「いつ、どこで、どのような漁業ができるか」を
さだ かいくぎょじょうけいかく
定めたものが「海区漁場計画」です。

2 ぎょぎょうけん 「漁業権」ってなに？

ぎょぎょうけん き ばしょ ほか かいめんりようしゃ ゆうせん ぎょぎょう
「漁業権」は、「決められた場所で、他の海面利用者に優先して漁業を
おこな けんり
行うことができる権利」です。

この漁業権には、①アワビやウニなどを獲る共同漁業権、②ワカメ、ホ
ようしよく くかきょぎょうけん おお あみ せっち かいゆう
タテガイやサケなどを養殖する区画漁業権、③大きな網を設置して回遊し
てきたあき と ていちぎょぎょうけん しゆるい
てきた秋サケやイワシなどを獲る定置漁業権の3種類があります。



農林水産省
イラスト集より

3 岩手県の考えを教えてください

「海区漁場計画」は、5年毎に定めることを基本としており、現在の計画は令和5年度に作成されています。

しかし、最近では地球全体の気温が高くなり、それに伴って海の水温も上昇し、獲れる魚の種類や量も変わってきています。

岩手県では、このような海洋環境の変化などに適切に対応するため、5年よりも短い間隔で計画を見直し、変更して、漁業生産が維持できるように取り組んでいるところです。

これからも、水産資源の変化にも注意しながら、漁場を有効に利用し、本県が誇る美味しい水産物を多くの消費者に届ける取組を進めていきます。



意見の感想の提出について

<p>提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送(手紙やハガキ)の場合 あて先に「〒020-8570 岩手県農林水産部水産振興課」と書いて送ってください。住所は書かなくても大丈夫です。 ● ファックス(FAX)の場合 「019-629-5824」の番号にファックスを送ってください。 ● 電子メールの場合 「af0013@pref.iwate.jp」までメールを送ってください。
<p>意見や感想の書き方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見や感想の書き方は自由です(決まりはありません)。 ・ ファックスや電子メールを使って意見や感想を提出する場合は、県のホームページにある回答用紙【やさしい版】を使うと便利です。 <p>https://www.pref.iwate.jp/public_comment/1085836</p>